

社会福祉法人瑞穂福祉会 評議員報酬支給規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人瑞穂福祉会定款第9条の規定に基づき、評議員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 報酬は、評議員の職務執行の対価として支払われるものである。

(評議員の勤務報酬)

第3条 評議員の報酬は、各年度の総額が30万円を超えない範囲とする。

- 2 定時評議員会終結後から翌年の定時評議員会までに開催された評議員会のうち、過半数以上出席した評議員に対し、年額10,000円の報酬を支払うことができる。
- 3 任期途中で交替した評議員があった場合は、交替後から前任者の残任期間までに開催された評議員会のうち、過半数以上出席した評議員に対し前条に規定した年額を支払うものとする。
- 4 当該報酬以外に、評議員会に係る支出及び出張に係る日当の支出は、これを行わないものとする。

(出張旅費等)

第4条 評議員が法人業務のため出張する場合は、旅費等を支給することができる。また、業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

- 2 旅費の支給は、次のとおりとする。
 - (1) 公共交通機関を利用した場合の旅費は、実費とする。
 - (2) 私用車を利用した場合の旅費は、1キロメートルあたり37円とし、走行距離に乗じて支払うものとする。
- 3 旅費は実情を考慮し、増額をすることができる。
- 4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。
- 5 法人業務による出張に伴い宿泊をする場合は、1泊あたり1万2000円を限度として、宿泊料の実費を支払う。また、宿泊料は実情を考慮し、増額をすることができる。

(役員等の職務証跡)

第5条 評議員の法人職務証跡は、評議員会等の記録により、確認するものとする。

(改正)

第6条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、報酬支給に関する必要な事項は、評議員会において別に定める。

附 則

この規程は、評議会の承認の日（平成29年6月13日）から施行する。